

4. 添付書類（4）その他補助金の交付に関して参考となる書類
（実施要領（3）共通事項 ア. 関係）

重度後遺障害者短期入所(ショートステイ)協力事業 実 施 要 領

社会福祉法人明和会
障害者支援施設
カーサ陽だまりの里

1. 目 的

自動車事故に起因する遷延性意識障害などによる重度後遺障害者の多くは、在宅で家族による介護を受けながら療養しており、介護する家族にとっては、介護からの一時的な休息を得るためや介護者の疾病等による一時的に介護ができなくなった場合等において、重度後遺障害者の短期入所が安心・安全かつ円滑に受け入れられることによって、より安心して在宅療養ができることが望ましい。

このため、当施設においては、積極的に在宅の重度後遺障害者の短期入所の受け入れを行い、これらの重度後遺障害者の一時的な入浴、排泄または食事などの介護や日常生活上の支援を通じて、重度後遺障害者に関する在宅介護の支援を行うことを目的とする。

2. 実施主体

当施設が実施する。

3. 受入対象者

本事業の対象者は、当面、在宅で療養生活を送る独立行政法人自動車事故対策機構が認定する介護料受給資格者であって、あらかじめ当施設に事前に登録（相談・調整）した者（以下「対象者」という。）とする。

4. 実施内容

（1）次の体制を整備する。

① コーディネーターの選任、実施計画の策定

コーディネーターは本事業の全体設計・進捗管理、スタッフ研修計画の策定、対象者の登録、受入れ計画の策定、対象者の受入れ日程調整、退所時・退所後の利用者・介護者へのフォロー

② 入浴設備、介助器具等の整備

③ スタッフ研修の実施

遷延性意識障害者の病状の理解、医療ケア技術の習得、全身管理のあり方・手法の検討、介護技術研究、リハビリ内容の検討、介護する家族に対する介護指導、食事指導等

④ 受入れ窓口の整備

受け付け窓口の設置、日程管理（対象者ごと）

⑤ 移送サービスの整備

施設所有の車両による送迎、または外部移送サービスの案内

⑥ 事業の実績把握、評価検討体制の整備

実利用人員・延利用人員・延べ利用日数の把握、ケーススタディ、事業を通じた問題点の発掘、解決方法の検討に向けた体制の整備

⑦ 関係機関との連携体制の整備

国土交通省への必要に応じた事業に関する相談、研修・設備等整備の相談・補助事業申請等、独立行政法人自動車事故対策機構への相談受付（相談・問合せで終わったケース、受入れをお断りしたケースを含む。）・受入れの都度に受入対象者であるかどうかの確認、相談案件・利用実績等の報告、必要に応じた利用対象者の交流会への参加、施設見学会の開催に向けた体制の整備

(2) 次の業務を行う。

① 対象者の病状の把握等

受入れ前（又は後）、職員による対象者の症状確認や介護家族からの在宅介護状況の聴取等を行い対象者の症状を把握し、必要な介護や日常生活上の支援を行う。

② 介護を行う家族に対する指導・アドバイス

在宅介護を行う家族に対して、対象者の症状に応じた適切な在宅介護技術（入浴法、食事法等）の指導・アドバイスを行う。

③ 対象者の経過観察

施設内設備を利用して対象者の経過を観察しながら、対象者に対する治療が必要と職員が認めた場合は当施設医師による必要な治療行為又は連携医療機関等への搬送を行う。

④ 事業の実績把握、評価検討

実利用人員・延利用人員・延べ利用日数の把握、ケーススタディ、事業を通じた問題点の発掘、解決方法の検討

⑤ 利用者、介護者へのフォロー

退所時の入所中の経過や出来事の報告、退所後の必要に応じた連絡

⑥ 関係機関との連携

国土交通省への必要に応じた事業に関する相談、研修・設備等整備の相談・補助事業申請等、独立行政法人自動車事故対策機構への相談受付（相談・問合せで終わったケース、受入れをお断りしたケースを含む。）・受入れの都度に受入対象者であるかどうかの確認、相談案件・利用実績等の報告、必要に応じた利用対象者の交流会への参加、施設見学会の開催

5. 対象者の受入期間

受入れから帰宅までの期間は原則として14日以内とする。

なお、介護家族が希望する期間が14日を超過する場合には、受入れ体制を勘案して当施設が判断する。

6. 自立支援給付（介護給付）の適用

対象者の市区町村に認められた短期入所の給付範囲で適用する。なお、この給付範囲を超えて自立支援給付を適用しない場合は、予め介護家族に対して了承を得る。

7. 個人情報の利用

利用者・介護者に対して、国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構に利用対象者の個人情報を提供すること（上記4.(2)⑥関連）を口頭（または書面）で同意を得る。なお、個人情報の提供に関する同意を得られない場合は、施設の個人情報保護方針に基づき、提供可能な範囲で国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構に提供する。

8. 施行日

本実施要領は、平成27年10月30日より施行する。